

規制の事前評価書

|                |   |  |        |
|----------------|---|--|--------|
| 政策の名称          | 漁業信用基金協会の再編整備を図るための措置   |  |        |
| 担当部局           | 水産庁漁政部水産経営課 電話番号：03-6744-2346   |  |        |
| 評価実施時期         | 平成19年11月  |  |        |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>規制の目的及び必要性：第166回国会で成立した水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成19年法律第78号。以下「改正法」という。）により中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「中融法」という。）が改正され、中小漁業者等に対する信用補完を維持することを目的として、従来に加え、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の事業譲渡を可能とすることにより、経営が困難となった基金協会からの事業の円滑な承継が図られるように措置されたところである。この際、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）のうち、政令で定める要件を満たす者については、その債務保証のうち（独）農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付される割合について、100分の70とすることとされたところである。このため、所要の規定の整備を行うものである。</p> <p>規制の内容：債務保証のうち信用基金の保険に付される割合が100分の70となる譲受者の要件は、地方公共団体が出資総額の4分の1以上を出資している譲受者又は地方公共団体が基本財産の額の4分の1以上を拠出している者とする。</p> |  |        |
|                | 法令の名称・関連条項とその内容   | 中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第8条（保険価額に乗ずる率の特例の対象となる漁業信用基金協会） |        |
| 想定される代替案       | 法律の委任に基づき規制の細目を定めるものであるため、代替案は想定されない。   |  |        |
| 規制の費用          | 費用の要素   |  | 代替案の場合 |
| (遵守費用)         | 遵守費用は想定されない。  |  | —      |
| (行政費用)         | 追加的な行政費用は想定されない。  |  | —      |
| (その他の社会的費用)    | その他の社会的費用は想定されない。   |  | —      |
| 規制の便益          | 便益の要素   |  | 代替案の場合 |
|                | 当事者の便益として、譲受者において基金協会と同等の保証引き受けが見込まれ、保証事業のより円滑な承継が行われることにより、基金協会の再編整備及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られる。  |  | —      |
|                | 基金協会と譲受者を同等に扱うことによる社会的便益として、基金協会と同等の保証引き  |  | —      |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | 受けが見込まれ、保証事業のより円滑な承継が行われることにより、基金協会の再編整備及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られる。 |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | 費用の発生はなく、一定の便益が認められる。   |
| 有識者の見解その他関連事項             | —   |
| レビューを行う時期又は条件             | 平成25年   |
| 備考                        | —   |